

「今後の化学物質の審査及び規制の在り方について（案）」に寄せられた  
意見に対する考え方・対応

提出された意見の内容に応じ以下の項目ごとにまとめています。

- ・ 総論
- ・ I. 検討の背景
- ・ II. 環境中の生物への影響に着目した化学物質の審査・規制について
- ・ III. リスクに応じた化学物質の審査・規制制度の見直し等について
- ・ IV. その他関連事項
- ・ その他の意見

総論

| 通し<br>番号 | 意見の概要   | 考え方・対応  | 同意見<br>数 |
|----------|---|---|----------|
| 1        | 環境中の生物への影響に着目した化学物質の審査・規制制度の導入及びリスクに応じた化学物質の審査・規制制度の見直し、に賛成する。  | —   | 2        |
| 2        | 「既存化審査＋生態毒性評価」の印象が強く残り残念。しかし新規化学物質申請については生産数量（10 t 枠）、中間物や輸出専用品等の考え方が導入されていることは評価できる。   | —   |          |
| 3        | 新規開発を促進する各種積極的施策と共に、安全性評価をできるだけ低コストで行える法律を作ることが重要。有害性（ハザード）に対する垣根を下げることなく、安全性を確保する方法、つまりリスク管理の完全導入であり、国際整合性の確保であり、シンプルな行政であり、企業モラルの向上である。要は「費用対効果」のバランスを最大化することである。今回の中間とりまとめはその一里塚と評価したい。                        | —   |          |
| 4        | <p>国際的な動向からすれば遅きに失したとはいえ、化審査に生態毒性の審査を加える方向で見直しが進められていることを歓迎する。</p> <p>本報告書案では、なぜ OECD の指摘を受けるほどまでに対応が遅れたのかについての分析や検討がされていない。これまでの化学物質管理行政のあり方のどこに問題があったのか、なかったのかなどを明確にしないままでは、今後のあり方を検討した報告書としては不完全と言わざるを得ない。</p> | <p>本報告は、我が国における化学物質対策の現状と国際的な動向を踏まえ、今後の化学物質の審査及び規制の在り方についての審議の結果をとりまとめたものとなっています。</p> |          |
| 5        | 本来であれば、まず、三十年間の化審査の「成果」を公平かつ適正に評価する内容・記述があり、ついで、これに基づく将来に向けた対応の方向づけがしっかりなされるべきではないか。検討の背景として極めて重要なこの点に関する内容・記述が欠落しているのは、残念なことである。将来に向けた反省材料とすべきではないか。   |   |          |
| 6        | 今回の見直しを実効あるものとするためには、制度の適用を   | 今後、制度の具体化を図るに当たっては、必要に応じ  | 3        |

| 通し<br>番号 | 意見の概要  | 考え方・対応   | 同意見<br>数 |
|----------|--|--|----------|
|          | 受ける事業者が円滑に対応していけるようなものとすべきであり、制度の実務的な内容について、産業界を含めた関係者間で協議し、早急に詰めていくことが必要である。  | て専門家や関係者との意見交換を踏まえながら検討していくべきと考えます。  |          |
| 7        | <p>肝心なことは、人体への影響がないから大丈夫というスタンスと同調せず、生態系に対する影響を多方面から客観性を持って調査検討することです。行政として真摯に実施しようとするれば、あらゆる業界に大きな影響がでるかもしれませんが、生態系への影響を知ることは地球と、我々人類をも救うことにもなると考えます。</p> <p>今回の化審法改正に関しては、厚生省以上の重い責任があり、消費者は、より環境省に期待していることをどうか知っておいてください。</p> | -  |          |
| 8        | <p>・化審法の定期的な見直し</p> <p>化学物質の評価・管理を効果的かつ効率的に進めて行くためには、今回の見直しにとどまらず、一定の期間（例えば、五年のインターバル）の経過後、定期的に化審法の見直し（必要に応じて、他の法律も含めて）を行なう仕組み（システム）を盛り込むべきである。今回の改正に当たって、その旨を明記すべきである。</p>  | 化学物質の審査・規制制度については、科学的知見の充実や国際的な動向を踏まえ必要に応じ見直しを行うことが適当と考えております。なお、規制の新設にあたっては、平成13年3月30日閣議決定「規制改革推進3か年計画」により、原則として一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項を設けるべきこととされています。 |          |
| 9        | <p>・規制の柔軟性</p> <p>国際整合性を考えた場合、時期を得た改正を行うため、規制の枠組みを柔軟なものとするのが望ましい。</p>  | 我が国の審査・規制制度については、今後とも、現行制度の効果や国際的な化学物質の管理を巡る動向等を踏まえ、必要と認められる場合には適時適切に見直すべきと考えます。   |          |
| 10       | リスク管理とハザード管理が対立概念のような意見を議事録で拝見しました。しかし、リスク管理とハザード管理はどちらも化学物質管理に必要ですので、この点、化学物質審査規制法という入口規制の見直しで、化学物質対策全般からハザード管理をなくしたと思われぬような説明をどこかに加えていただけないか。  | 今回の審査・規制制度の見直しにおいては、従来の有害性（ハザード）評価に基づく事前審査制度を維持しつつ、リスク評価・管理の観点から暴露可能性を考慮した新たな対応も可能とするものです。   |          |

I. 検討の背景

| 通し<br>番号 | 意見の概要  | 考え方・対応  | 同意<br>見数 |
|----------|--|---|----------|
| 11       | <p>「このような有用な化学物質の利用に起因する人の健康や環境へのリスクは、昭和40年代初期に発生したポリ塩化ビフェニル（PCB）による環境汚染問題の発生より顕在化した。」の「や環境」を削除する。</p> <p>（理由）</p> <p>我が国では「人の健康へのリスク」は顕在化した、「環境へのリスク」は化学物質の審査・規制制度や取組において顕在化できませんでした。</p> <p>つまり、諸外国では「化学物質の審査・規制制度や取組においては、人の健康と並んで環境の保全の観点が含まれているのが一般的」（2ページ20行から21行目、3ページ12行から13行目）であるのに対し、環境への観点が欠如していたのが問題であり、それ故に、今日まで「環境へのリスク」を顕在化させなかったことや、OECDの指摘などもあり、今回「今後の化学物質の審査及び規制の在り方について」をまとめられたのではないのでしょうか。</p> | <p>我が国では、当時顕在化したのは、人の健康のリスクであることから、以下のとおり修正しました。</p> <p>「我が国では、昭和40年代初期に発生したポリ塩化ビフェニル（PCB）による環境汚染問題により、このように有用な化学物質の利用に起因する人の健康へのリスクが顕在化した。」</p>                    |          |
| 12       | <p>Precautionary approach の日本語として、政府の発行する文書に次のような用語が用いられている。なるべく統一されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防的方策 (precautionary approach)</li> </ul>  | <p>現在では「予防的取組方法」との用語に統一しているところです。</p>   |          |
| 13       | <p>p2にある今回の見直しの背景が3つあるうち、「③予防的取組み方法」は、この案のどの箇所があたるのでしょうか。示していただけると嬉しく存じます。</p>   | <p>科学的因果関係を含めその寄与の程度を具体的に把握することが容易ではない、生態系への何らかの影響の可能性が示唆される化学物質に対する適正管理を促す措置の導入や、難分解性及び高蓄積性の性状を有する既存化学物質について長期毒性等の有無が明らかになるまでの間も一定の管理の下に置く措置の導入などが該当するものと考えます。</p> |          |

## Ⅱ. 環境中の生物への影響に着目した化学物質の審査・規制について

### (1) 基本認識

| 通し<br>番号 | 意見の概要   | 考え方・対応   | 同意<br>見数 |
|----------|---|--|----------|
| 14       | 化審法の事前審査において、生態毒性試験結果を用いて生態毒性の評価を行うことは賛成である。  | —  |          |
| 15       | 「政府部内における他の環境保全のための化学物質対策に係る取組も考慮に入れ、生態系への影響との因果関係に関する科学的不確実性に留意しつつ、各種の制度において整合性のとれた考え方の中で、化学物質の審査・規制制度においても、化学物質の環境中の生物への影響に着目した何らかの対応が必要である。」とあるが、対応の目的が、あらゆる生態系の保全ではなく、人の健康の保護であることを明らかにする必要がある。 | 諸外国における化学物質の審査・規制制度や取組においては環境（生物及びその生息環境を含む。）の保全の観点が含まれているのが一般的であり、また、我が国においては、環境基本法及び環境基本計画において、生態系の保全は環境保全施策の重要な目標の一つであると位置付けられています。化学物質対策を推進していく上でも、生態系に対する化学物質の影響の適切な評価と管理を視野に入れることが必要であるとされていること等を踏まえ、化学物質の審査・規制制度においても、人の健康の保護とは別に化学物質の環境中の生物への影響に着目した何らかの対応が必要であると考えます。 | 3        |
| 16       | 早急に措置を講じられるようにすべき。影響が出てからでは遅いのだから。化学汚染にもっと慎重に取り組むべきだと思う！  | 本報告を踏まえ、政府において速やかに措置が講じられるものと考えます。   |          |
| 17       | 入り口の所で規制できるこの法律の改正が、真に生物を守るために一日も早く施行されるようになることを望みます。   |  |          |
| 18       | 化学物質等の審査・規制制度において、「環境中の生物への影響に着目した対応が必要である。」との考え方に、基本的に同意する。<br>但し、化学物質を“総合的”に管理するとの観点からの対応を適切に進めて頂きたい。<br>環境保全のための各種制度との整合性を持たせることは当然のことであり、重複した過度の規制とならぬよう、合理的でバランスのとれた制度とすべきである。                 | 環境保全に係る化学物質対策にはさまざまな制度がありますが、政府においてはそれらの間で連携をとって取組がなされるべきと考えます。  |          |

(2) 審査・規制の基本的考え方及び枠組みについて

①生態毒性の評価方法等

| 通し<br>番号 | 意見の概要  | 考え方・対応  | 同意<br>見数 |
|----------|--|---|----------|
| 19       | 生態保全は化学業界側にとっても避けて通れない問題であり、費用負担は当然のことである。「3点セット」の考え方も、いろんな意見のあることも承知しているが、世界の趨勢や評価法における現状の技術的レベルを考えると妥当な線である。                   | -   |          |
| 20       | 基本的な考え方として、生態毒性試験（藻類、ミジンコ類、魚類の急性毒性試験）により、環境中の生物への影響について一定の評価を行なうことは、基本的に賛成である。また、国際的な取り組みとの整合性の観点からも、歓迎すべきことと考えられる。              | -   |          |
| 21       | 「試験実施が容易な藻類、ミジンコ類、魚類の急性毒性試験」とあるが、物質により種間のLC <sub>50</sub> の値が著しく異なる場合があり、また海外でも3種を用いているので賛成。                                     | -   |          |
| 22       | ・生態毒性試験<br>国際整合性の観点から、現在の化学物質審査規制法に環境生物への影響を考慮するという観点の導入を検討する必要があると理解している。その場合、国際的に認められた試験方法を用いることで議論されているものと理解している。             | -   |          |
| 23       | 適切な試験内容の決定や実際の規制手段の可否検討に際して、リスクアセスメントを用いること、PRTRのような間接的手法が直接規制より効果的な場合もあるとしている点などについて強く支持する。                                     | -   |          |
| 24       | 環境の保全あるいは生態系の保全を評価・判断する手段として、従来技術にはない生物個体群レベルの評価法を国際的協調の下に検討・議論すべきである。次善の策として既存の評価手法を用いて評価データ蓄積を進めるとしても、判断基準の国際的整合性の確立に努めるべきである。 | 化学物質による特定の生物に対する個体群レベルでの影響を評価するとの観点から、生態毒性試験を用いて生物の致死、生長、繁殖等への影響を評価することにより生態系に何らかの影響を及ぼす可能性が示唆される化学物質を特定することが可能と考えられます。このような考え方は○ |          |

①生態毒性の評価方法等

| 通し<br>番号 | 意見の概要  | 考え方・対応   | 同意<br>見数 |
|----------|--|--|----------|
|          | <p>(理由①)<br/>『人の健康の保護』の観点と『環境の保全』の観点とで、生物毒性試験の評価基準を同じに考えるべきではない。藻類、ミジンコ類、魚類の急性毒性試験による評価法は、個体レベルの評価手法であって個体群レベルの評価手法としては適当ではない。個体群レベルでの評価は、個々の個体の生死あるいは何らかの有害作用、例えば受精への影響、を問題とするのではなく、むしろ個体群全体の『個体数』の変動（変化ないし減少・絶滅）を議論するべきである。</p> <p>(理由②)<br/>『環境の保全』を視点とした「個体群レベル」の評価手法を欧米と協力して構築していくべきであり、科学的根拠について必ずしも国際的・学問的に合意されていない評価手法を拙速的に導入すべきではなく、ましてや、これに基づく規制実施を急ぐべきではない。</p> | <p>ECDにおける議論を経て国際的に受け入れられており、諸外国でもこのような考え方を基本として生態毒性試験が活用されています。</p> <p>なお、審査における判定基準については、国際整合性にも留意しつつ、今後政府において検討されるべきと考えます。</p>  |          |
| 25       | <p>水生生物の急性毒性試験結果は、生態毒性評価の便宜的な評価指標にすぎないので、この結果から直ちにその化学物質が生態系に影響を及ぼすと考えることは早計である。そのように試験結果が受け取られないように法律では正確に表現することが必要である。</p>   | <p>化学物質による特定の生物に対する個体群レベルでの影響を評価するとの観点から、生態毒性試験を用いて生物の致死、生長、繁殖等への影響を評価することにより生態系に何らかの影響を及ぼす可能性が示唆される化学物質を特定することが可能と考えられます。このような考え方はECDにおける議論を経て国際的に受け入れられており、諸外国でもこのような考え方を基本として生態毒性試験が活用されています。</p> |          |
| 26       | <p>モデルとなる藻類、ミジンコ、魚類の急性毒性で評価するとしていますが、毒性には慢性毒性、忌避行動や発ガン性、環境ホルモン作用などもあります。急性毒性だけで評価するのは生物は救えません。慢性毒性、忌避行動、発ガン性、環境ホルモン作用なども併せて評価してください。魚もコイのように汚濁に強いものばかりでなく、弱いものも入れてください。</p>  | <p>生態毒性の評価の方法としては、生態系の機能において重要な食物連鎖等の関係に着目し、生産者、一次消費者、二次消費者等の生態学的な機能で区別して、それぞれに対応する生物種をモデルとして用いるとの考え方に基づき、試験実施が容易な藻類、ミジンコ類、魚類の急性毒性試験の結果を用いて評価することが適当としていますが、評価に用いる試験の項目や対象生物種に関しては、化学物質の</p>         | 2        |

①生態毒性の評価方法等

| 通し<br>番号 | 意見の概要  | 考え方・対応   | 同意<br>見数 |
|----------|--|--|----------|
| 27       | <p>試験の実施可能性・容易性、国際整合性を踏まえて設定すべきという点は基本的原則であるが、その点を「藻類・ミジンコ類・魚類の急性毒性試験の結果で評価する」ということがその具体例として示されている。この方法で評価できるのか（この3点は水系の生き物である）、参考資料を拝見してもよくわからない。水系以外の生態系、あるいは日本固有の条件にもとづく問題が起きないように対応できるような措置を何か組み込むようにできないだろうか。</p> | <p>環境中における挙動等も考慮しつつ、今後の科学的知見の充実や国際的な動向を十分踏まえ、将来において、必要に応じその内容について見直すことを可能とするような柔軟な仕組みとすることが適当であると考えます。</p>   |          |
| 28       | <p>生態毒性の評価方法は各国で共通にすべきである。<br/>（理由）国内での評価結果のみで済むようにすること。微妙に異なる試験方法を規定して汎用性を無くすことのないようにして欲しい。</p>   | <p>生態毒性の評価方法や生態毒性試験方法などの制度実施のために必要な内容については、国際整合性も参考にしつつ、今後政府において検討されるべきと考えます。</p>  | 4        |
| 29       | <p>生態毒性試験で使用する指標生物は、魚類、ミジンコ、藻類とされていますが、なぜ水棲生物に限定されているのでしょうか。日本のように高温多湿の国土では、ミミズなどの土壌の「分解者」も指標として重要であると考えられます。いずれにしても、このような特定の生物種のみを対象として生態系への影響を判断するには不十分であると考えます。</p>   | <p>生態毒性の評価の方法としては、生態系の機能において重要な食物連鎖等の関係に着目し、生産者、一次消費者、二次消費者等の生態学的な機能で区別して、それぞれに対応する生物種をモデルとして用いるとの考え方にに基づき、試験実施が容易な藻類、ミジンコ類、魚類の急性毒性試験の結果を用いて評価することが適当としていますが、評価に用いる試験の項目や対象生物種に関しては、化学物質の環境中における挙動等も考慮しつつ、今後の科学的知見の充実や国際的な動向を十分踏まえ、将来において、必要に応じその内容について見直すことを可能とするような柔軟な仕組みとすることが適当であると考えます。</p> |          |
| 30       | <p>規制するにあたっては、特に危険な物質を選別できるような評価手法を導入することが必要であるとともに、過度な規制にならないよう「費用対効果」を十分に考慮したものとすべきである。</p>  | <p>環境中における挙動等も考慮しつつ、今後の科学的知見の充実や国際的な動向を十分踏まえ、将来において、必要に応じその内容について見直すことを可能とするような柔軟な仕組みとすることが適当であると考えます。</p>   |          |



①生態毒性の評価方法等

| 通し<br>番号 | 意見の概要  | 考え方・対応  | 同意<br>見数 |
|----------|--|---|----------|
| 31       | <p>生態毒性の評価方法としては、国際的にも広く用いられており、信頼性、再現性が高いとともに、簡便性を兼ね備えた試験方法を用いて評価すべきである。具体的には、提案書にもあるように、藻類、ミジンコ類、魚類の急性毒性試験の結果をもって評価・審査することが適当であると考ええる。多種多様な生物が棲息する生態系への影響を評価するには、より多くの生物種を用いた試験を課すべきとの考えもあるが、環境中の生物を安定に飼育することはそれだけでも容易なことではないので、化学物質の製造・輸入前の審査としては、上記の3種類の生物の急性毒性試験結果による評価を行うことが妥当と考えられ、必要以上に過度の試験を課すべきではない。</p> | <p>生態毒性の評価の方法としては、生態系の機能において重要な食物連鎖等の関係に着目し、生産者、一次消費者、二次消費者等の生態学的な機能で区別して、それぞれに対応する生物種をモデルとして用いるとの考え方に基づき、試験実施が容易な藻類、ミジンコ類、魚類の急性毒性試験の結果を用いて評価することが適当としていますが、評価に用いる試験の項目や対象生物種に関しては、化学物質の環境中における挙動等も考慮しつつ、今後の科学的知見の充実や国際的な動向を十分踏まえ、将来において、必要に応じその内容について見直すことを可能とするような柔軟な仕組みとすることが適当であると考えます。</p> |          |
| 32       | <p>生態試験は、例えば魚を試験生物に指定されますと、その種類によっては春先しか試験ができないように聞いています。試験生物について、通年実施可能な変動要因のない生物、できましたら安価な試験生物をご考慮いただきたくお願いします。</p>  | <p>生態毒性試験法などの制度実施のために必要な内容については、今後政府において検討されるものですが、ご指摘の点につきましては、その際の参考とすべきと考えます。</p>  |          |
| 33       | <p>水生生物を対象とする生態毒性評価では、試験方法に依存する固有の問題点については十分留意されるべきである。一般的には、PNECとPECの関係（比率）で潜在危険性が評価されるが、水に溶解しない物質についても、これらの正確なデータを要求することは、極めて高額な試験実施を要求することになり实际的でない。実質的にその化学物質が環境中に存在しうる状態と濃度から環境影響が評価されるべきである。</p>   |   |          |

①生態毒性の評価方法等

| 通し<br>番号 | 意見の概要  | 考え方・対応   | 同意<br>見数 |
|----------|--|--|----------|
| 34       | <p>生態毒性を評価するための試験については、その試験が適用できる化学物質の性状を明確にすべきであり、信頼性のあるデータを取得し難いと予想される場合には、敢えて試験を課すべきではない。具体的には、水生生物を用いた生態毒性試験を審査項目とする場合には、揮発性液体や気体については水中濃度の維持が困難であり、的確な結果が得られないことが予想される。また、難水溶性物質については、試験実施および評価上の問題点を明確にし、分散助剤の使用等、適切なる試験実施および評価方法に関するガイドランスが作成されるべきである。</p>  | <p>生態毒性試験法などの制度実施のために必要な内容については、今後政府において検討されるものですが、ご指摘の点につきましては、その際の参考とすべきと考えます。</p> |          |
| 35       | <p>化学物質の生態影響試験を導入することには賛成である。</p> <p>今回の案は、OECDの試験法を我が国の化審法に当てはめた形であり、この枠組みだけを見る限りにおいては、国際的にも厳しい枠組みに見える。今後の制度設計においては、環境保全と経済の両立可能な費用対効果を十分に確保できる試験方法、評価・規制基準、管理方法の確立が今後の課題である。具体的課題としては、持続可能な開発を可能とするリスク評価・管理を大幅に導入すること、QSAR等の積極的な活用、生態影響試験（急性、特に慢性）の効率的試験法の開発、等。</p> <p>また、これら制度設計の実施にあたっては、バランス良い利害関係者の参画が必須である。</p> |  |          |

①生態毒性の評価方法等

| 通し<br>番号 | 意見の概要   | 考え方・対応   | 同意<br>見数 |
|----------|---|--|----------|
| 36       | <p>今回、化審法に基づいて生物への影響を評価し、その結果に応じて必要な管理をしていくことになり、今後、詳細な制度設計が必要となる。全く新たな制度の導入であり、生態影響評価の専門家のみならず、適切なりスク管理に関する検討に資する専門家や事業者などの関係者を交えて、十分な意見交換のもとに具体的な内容についての議論を直ちに開始すべきである。産業界としても積極的に参加していく。</p> | <p>生態毒性試験法などの制度実施のために必要な内容については、関係者の意見も参考にしつつ、今後政府において検討されるべきと考えます。</p>  | 3        |
| 37       | <p>生態毒性試験による環境中の生物への影響（特に、その評価の進め方）について、これから詳細な制度設計が行われて行くものと思われるが、この作業はいわゆる専門家に一任するのではなく、新たな制度に基づいて実際に管理を行なう産業界も積極的に参加して、関係者が衆知を集めて検討することとすべきである。</p>  |  |          |
| 38       | <p>今回の見直しにより、化審法に新たな制度、枠組みを導入することになるであろうが、今後、制度上、運用上の詳細を詰めるにあたっては、生態毒性の専門家のみならず、適切なりスク管理を検討し得る専門家や事業者などの関係者を交えて、十分な意見交換のもとに取り進めて頂きたい。</p>   |  |          |
| 39       | <p>第二種特定化学物質と同等の規制措置をとる評価基準の設定にあたって、如何なる動植物種を慢性試験対象として選択するのか、また、どのような試験方法を取るのか、その経済性も考慮に入れた実施可能な具体的な内容について産業界の専門家も含めた場で検討すべきである。</p>  | <p>慢性毒性試験法などの制度実施のために必要な内容については、関係者の意見も参考にしつつ、今後政府において検討されるべきと考えます。</p>  | 5        |
| 40       | <p>個々の生物だけでなく、いろいろな動植物が共生している生態系への影響を評価すべきで、自然環境に類似したいわば、人工環境での試験が必要である。</p>  | <p>生態系への影響を評価する試験については、今後の科学的知見の充実や国際的な動向を十分踏まえ、必要に応じ見直していくことが必要と考えますが、現在のところご指摘のような試験法は国際標準的に用いられる手法としては確立していません。</p> |          |

①生態毒性の評価方法等

| 通し<br>番号 | 意見の概要  | 考え方・対応   | 同意<br>見数 |
|----------|--|--|----------|
| 41       | <p>生態系保全という目的と、「特定の生物種」を人間やその他の動物の身代わりに使用することでその危険性を実験するという手段において、目的と手段の両者の判断が無批判に混同され、何の議論もなされていない事は、大きな問題だと思えます。その必要性について、他の分野（たとえば人文学における自然哲学・科学哲学）の研究者も含めて、議論が必須と思えます。</p>   | <p>現在では、環境中の生物への化学物質の影響を把握するための、実施が困難でなく、かつ有効な方法として生態毒性試験が国際的にも広く活用されており、我が国においても同様な考え方から生態毒性試験を活用することが適当であると考えます。</p>   |          |
| 42       | <p>環境中の生物の影響については、生態毒性試験結果やほ乳類、鳥類の繁殖や発生などに係る慢性毒性試験の評価のみに頼るのではなく、積極的に代替法を試み、その結果を用いて環境中の生物への影響を評価することが適当である（理由）</p> <p>その評価を、生態毒性試験結果のみ限定してしまうことは、新たな有効な評価方法の確立を妨げ、安易に生体毒性試験を繰り返すことで、一面的に環境中の生物影響を判断することにつながりかねない。</p> <p>4ページ下段に「個別の化学物質が生態系に及ぼす影響については、これを客観的・定量的に評価することは困難」とあるように、生態系への影響については、非常に複雑である。</p> <p>よって、生態毒性試験のみでなく、有効な代替法の確立を積極的に行うことが、有効な評価方法につながると思う。</p> | <p>現在では、環境中の生物への化学物質の影響を把握するための、実施が困難でなく、かつ有効な方法として生態毒性試験が国際的にも広く活用されており、我が国においても同様な考え方から生態毒性試験を活用することが適当であると考えます。</p> <p>一方で、生態系への影響をより確実に評価することを考慮した有効な評価方法の開発を進めていくことが必要です。生物に対する毒性の評価方法は、このような新たな評価方法など今後の科学的知見の充実や国際的動向を十分に踏まえ、将来において、必要に応じ見直していくことが必要であると考えます。</p> |          |
| 43       | <p>世界的な環境影響評価の動向に合わせた結果、生態系への化学物質の影響評価手段として、水生生物の急性毒性試験結果を用いることが提案されている。国内では、海洋汚染防止法や農薬取締法など、他にも水生生物を用いた評価を行っている法律があり、海外でも環境影響評価では、同様の試験が用いられている。これらの試験方法及び評価基準は、できる限り不整合を生じないように運用されるべきであると同時に評価の基準は適宜見直すことが必要であ</p>  | <p>生態毒性試験方法については、今後政府において検討されるものですが、本報告では、試験の実施可能性・容易性や国際整合性を踏まえて、藻類、ミジンコ類、魚類の急性毒性試験を用いることが適当であるとしています。</p> <p>なお、審査における判定基準については、国際整合性にも留意しつつ、今後政府において検討されるべきですが、その際には各方面から収集した科学的知見に基づき合理的に決定される必要があると考えます。</p>  |          |